

令和2年度
国の施策及び予算に関する提案・要望

令和元年6月
茨城県

原子力災害について

＜提案・要望先＞ 内閣府、復興庁、経済産業省、文部科学省、原子力規制庁、環境省、観光庁、外務省、農林水産省

＜提案・要望内容＞

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から8年余りが経過したもの、依然、放射性汚染水への対応や除染、指定廃棄物の処分問題など多くの課題により、国民は放射線に関する不安を抱えるとともに、風評被害も根強く残っている状況にあることから、国の責任において福島第一原子力発電所事故の早期収束と廃炉作業を着実に進めることが必要あります。

また、本県には、多くの原子力施設が立地し、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっていることから、国は、新規制基準に基づく適合性審査の厳格な実施などにより原子力安全対策を強化するとともに、原子力防災対策についても、地方自治体が講ずることとされる対策について必要な予算を確保するなど、早急に支援の充実を図ることが必要あります。

つきましては、国の責任において早急に取り組むべき下記事項について要望いたします。

記

1 福島第一原子力発電所事故対策

(1) 原発事故の早期収束について

国の責任において、廃炉作業を安全かつ着実に進め、一刻も早く原発事故の収束を図ること。

特に、放射性汚染水については、海洋放出も含めて処分方法が検討されているが、風評被害等の社会的影響が大きいことから、国の責任において早急に抜本的な対策を講ずること。

(2) 放射線に関する不安の解消等について

国において、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針に規定する支援対象地域、準支援対象地域に応じた必要な施策を講ずるとともに、放射線モニタリング調査など必要な対策を継続的かつ着実に実施し、放射線に関する不安の解消に努めること。

(3) 除染対策について

市町村等による除染により発生した除去土壌の管理に係る措置に対し、引き続き適切な支援等を行うとともに、その経費はすべて国が負担すること。

また、除去土壌の処分基準の策定など、除染活動に関する技術的検討を早急に進めること。

(4) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

本県では、現地保管継続・段階的処理の方針が決定したが、8,000 ペクレル／kg を超えた焼却灰などの指定廃棄物等の保管から全量処分に至るまで、国は責任を持って次の一連の対応を速やかに行うこと。

ア 指定廃棄物等については、安全性を十分確保しながら、保管施設の整備を推進するとともに、維持管理費用等も含め、経費は、すべて国が負担すること。

イ 8,000 ペクレル／kg 以下に減衰した後の指定解除の仕組やその後の処分方法については、住民等の理解が得られるよう、安全性について十分説明するとともに、処理・処分に要する経費は、すべて国の負担とすること。

ウ 国の責任において、風評被害対策に万全を尽くし、地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

(5) 全ての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。

(6) 風評被害対策について

観光業や農林水産業などに対する風評被害の解消に積極的に取り組むとともに、地方の取組に対する十分な財政支援を行うこと。

また、中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(7) 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域として、本県を東北6県と同様に扱うこと。

2 原子力安全・防災対策

(1) 東海第二発電所の取扱いについて

東海第二発電所については、U P Z 圏内の人口が約94万人にのぼること、運転開始から40年が経過していることなど、その置かれている状況や地元自治体及び地域住民の意見を十分に踏まえつつ、国のエネルギー政策における原子力発電の位置付けや東海第二発電所の必要性などについて國の考え方を早急に示すこと。

(2) 原子力安全対策の強化について

国内外における最新の知見を収集し、福島原発事故の原因究明を引き続き徹底して行うとともに、そこで得られた知見については、その都度、適切に規制基準等をはじめとする安全対策に反映させること。

(3) 高速実験炉「常陽」について

本県に立地する高速実験炉「常陽」については、福島原発事故の教訓を踏まえた安全対策に国として万全を期すこと。また、今後の高速炉開発方針の具体化に当たっては、「常陽」の位置づけを含め、核燃料サイクル政策における高速炉開発の意義や今後の具体的な道筋を明確にするとともに、その結果については、国民の理解が得られるよう、国が十分な説明責任を果たすこと。

(4) 原子力研究開発について

原子力発電の技術開発・研究開発については、安全性を最優先に国民理解を得ながら進めていくべきものであることから、国が責任をもって推進していくこと。

また、本県の東海・大洗地区に立地している日本原子力研究開発機構の研究開発施設については、大洗研究開発センター（現大洗研究所）における被ばく事故や核燃料サイクル工学研究所における漏えい事故を踏まえ、安全対策を強化するよう指導するとともに、我が国の原子力研究開発における位置づけを明確にした上で、高経年化対策をはじめとする安全対策に係る予算・人材の継続的な確保を図ること。

同機構が進めている原子力施設の集約化・重点化に当たっては、国の科学技術・学術審議会作業部会の提言を踏まえ、国として持つべき原子力研究開発機能の維持・発展を目的とした支援を原子力機構に対し実施すること。とりわけ、我が国の原子力研究開発の基盤となる材料試験炉「J M T R」の代替施設を含めた新たな試験研究用原子炉については、同機構のみならず、国が主体となって建設に向けた具体的な検討を早急に進めること。

(5) 東海再処理施設について

東海再処理施設の廃止措置については、工程が長期間にわたること、また、多額の費用を要することから、その安全対策や人的・財政的資源の確保について、事業者任せとせず、国が責任を持って指導・支援していくこと。

(6) 原子力防災対策の強化について

原子力防災対策については、国が責任を持って継続的に充実強化を図ること。

その際、省庁横断的に進める必要がある対策については、必要な予算の確保も含めて内閣府が窓口となり、総合的な調整を行うこと。

原子力防災対策のうち特に、原子力災害対策重点区域内については、モニタリング資機材の早急な整備やモニタリング要員の確保に万全を期すとともに、避難用バスや鉄道などの輸送手段、避難退域時検査に要する人員・資機材の確保について支援すること。併せて、食料その他の物資の備蓄や避難を円滑に進めるために必要な道路の整備などに必要な財政支援措置を講ずること。

原子力緊急事態において、即時の避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者が屋内退避するための施設整備について、木造施設などへの対応策を示すとともに、必要な予算の確保を図ること。

安定ヨウ素剤の配布体制の整備に当たっては、地方公共団体の事情を聴取の上、住民が適時・適切に服用できるよう対応マニュアルの充実を図ること。

さらに、安定ヨウ素剤の事前配布後も、再配布の手続きを簡略化するなど、住民や自治体の負担を軽減できる方法をマニュアルに明記すること。

併せて、丸剤の使用期限延長に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援すること。

原子力災害対策重点区域外については、防護措置が必要な場合における避難先及び輸送手段の確保等、国において具体的な対応策を示すこと。

また、円滑な避難行動をとるには、緊急時モニタリング及び避難退域時検査の実施などに放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、精度の高いシステムを構築すること。その際は、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(7) 放射性廃棄物の処理・処分等について

東海再処理施設に貯蔵されている使用済燃料の搬出や高レベル放射性液体廃棄物の固化・安定化処理を速やかに行うとともに、高レベル放射性廃棄物の減容化や有害度の低減化に関する研究開発を加速するなどガラス固化体の最終処分の取組を促進すること。

また、原子力施設の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても、廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備や、放射性廃棄物の処理処分に関する国民の理解促進、地域振興策の検討などに取り組み、原子力事業者が早期に最終処分できる環境を整備すること。